

新しい生活様式「住宅リフォーム補助金」

新しい生活様式における市民生活の支援及び地域経済の活性化のため、市内業者による住宅本体のリフォーム工事を行う市民に対し、対象工事費の20%、最大10万円を補助します。

■申請できる人

- ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
(定住を目的として空き住宅等をリフォームする個人(市外の方を含む)で、補助金実績報告兼請求書を提出するまでに空き住宅等に住民票を移すことができる人も可)
- ・市税の滞納がない人

■対象となる住宅

- ・自らが居住する専用住宅または併用住宅
- ・必要な箇所に住宅用火災警報器が既に設置されている住宅
※ 過去に、市が実施した住宅リフォーム補助金を受けた住宅も申請が可能です

■対象となる工事

リフォーム(改修・増築)工事全般で、20万円(税込)以上となるもの

- ※ 附属建物(車庫・倉庫)や門・塀、家電製品の取付け等は対象外
- ※ 市が実施する他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません

➔ 別紙「補助対象工事の例」をご確認ください

■補助の条件

- ・「補助金交付決定通知書」交付後に着工すること(着工しているものについては申請できません)
- ・市内に本社を有している法人、または、市内に住所を有する個人事業主と契約し施工すること
- ・令和3年3月31日(水)までに「実績報告書兼請求書」を提出すること

■補助率 対象工事費(税込)の20%

■補助上限額 10万円(千円未満切り捨て)

■申請受付期間 令和2年6月15日(月) ~ 7月17日(金)

■申請方法 新型コロナウイルス感染症対策のため、「窓口申請」のほか「郵送による申請」も可能です
(書類に不備があった場合は受付できませんのでご注意ください)

① 窓口で申請する場合

十日町市役所「本庁(3F) 都市計画課」または「松代支所(3F) 農林建設課」へ提出

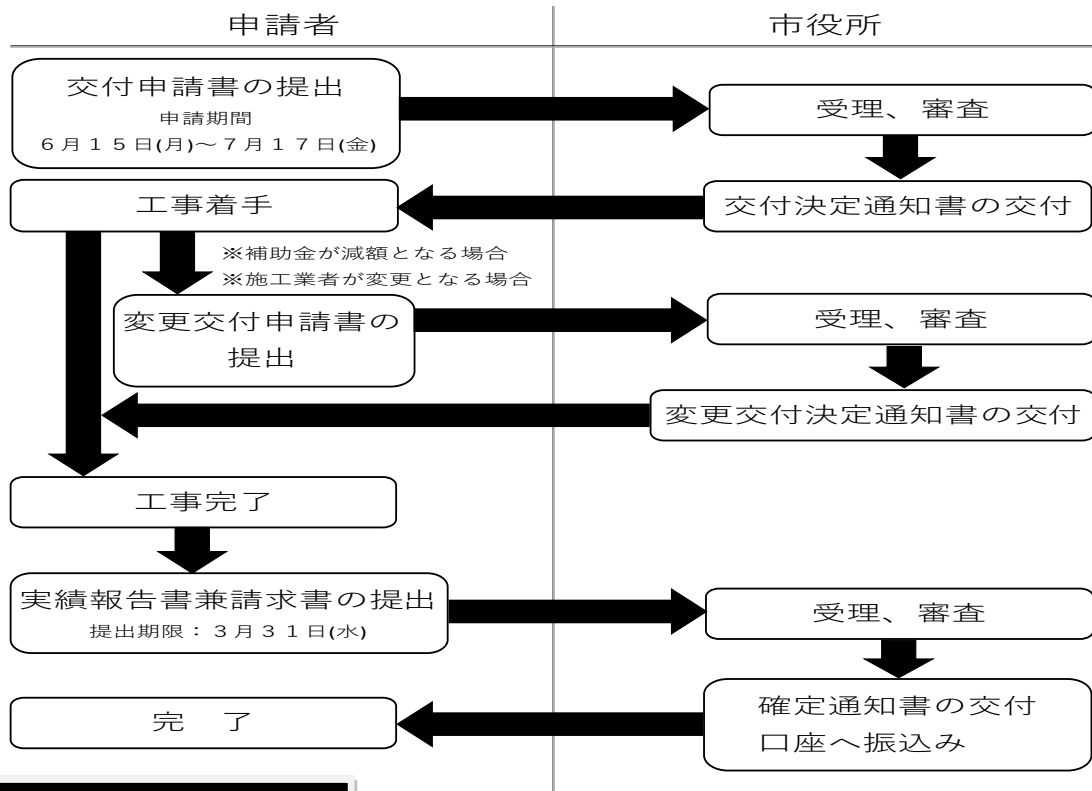
② 郵送により申請する場合(申請受付期間内の消印有効)

[あて先] 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 行

.....
■問い合わせ先

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎025-757-9935 (直通)

手続きの流れ



提出書類

交付申請 するとき 申請期間：6月15日～7月17日	変更・中止 したいとき 変更後速やかに	完了 したとき 提出期限：令和3年3月31日
① 補助金交付申請書 ② 補助事業内容説明書 ③ 同意書 ④ 見積書の写し 対象工事の審査を行うため、工事内容が確認できる明細としてください ⑤ 全ての工事箇所の写真<着手前> 工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください ⑥ 誓約書 当該対象住宅に工事完了後に転居する方のみ提出 ⑦ お住まいの市町村の納税証明書 市外から転入する方のみ提出	変更手続きが必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請時の補助対象工事費の減額により、<u>補助金額が減額</u>になるとき（変更による補助金額の増額はできません） <u>施工業者を変更</u>するとき ① 補助金変更交付申請書 ② 変更後の見積書の写し ③ 変更する工事箇所の写真<着手前>	① 補助金実績報告書兼請求書 ② 契約書または請求書の写し ③ 変更後の見積書の写し <u>補助対象工事に変更が生じた場合のみ提出してください</u> ④ 領収書の写し ⑤ 全ての工事箇所の写真<完了後> 申請時に提出した着手前の写真と比較できるように撮影してください ⑥ 通帳のコピー（表紙の裏面）
	工事を中止する場合 ① 中止届	※ 当該対象住宅に工事完了後に転居する場合は、申請時に提出済みの「同意書」に基づいて、住民票を異動したことを確認させていただきます

※ 提出書類に不備・不足がある場合は受付できませんので、提出日時にゆとりをもって、ご提出ください

※ 書類提出の際には、「提出書類チェックリスト」をご活用ください